

誓 約 書

坂越漁港小型船舶係留施設 指定管理者

特定非営利活動法人 兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会 様

小型船舶係留施設の使用許可を受けた際には、関係法令、「小型船舶係留施設の使用に関する一般条件」、別に定めた「係留施設使用遵守事項」、及び次の事項を遵守することを誓約します。

- 許可を受けた船舶の係留に伴って、当該船舶が損傷したとき、もしくは第三者に損害を及ぼしたときは、施設管理者に何ら請求致しません。
- 小型船舶係留施設及び係留設備等は常に良好な状態で使用し、自らの過失により施設に損傷が生じた場合は、直ちに指定管理者に連絡すると共に、自らの費用で指示された通り復旧します。

年 月 日

〒
住 所

(法人にあつては主たる事務所の所在地、共同所有にあつてはその代表者の所在地)

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名、共同所有にあつてはその代表者の氏名)